

リニアやまなしビジョン（仮称）検討会議

ワーキンググループ設置要綱

（設置）

第1条 リニアやまなしビジョン（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）設置要綱第7条の規定に基づき、検討会議の下にワーキンググループを設置する。

（検討事項）

第2条 ワーキンググループでは、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 民間企業や研究機関等の誘致に関する事項
- （2） リニア駅周辺の整備に関する事項
- （3） その他必要な事項

（構成）

第3条 ワーキンググループは、10人以内の外部メンバーと庁内関係課長で構成する。

（設置期間及び任期）

第4条 ワーキンググループの設置期間及びメンバーの任期は、ビジョン策定完了までとする。

（座長）

第5条 ワーキンググループに座長を置き、検討会議委員のうちから検討会議の議長が指名する。

2 座長は、ワーキンググループの進行を務める。

（会議）

第6条 ワーキンググループは、検討会議の議長が招集し、座長が議長となる。

2 検討会議の議長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 ワーキンググループの会議は、原則として公開とするが、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条第5号に規定する事項について討議を行う際は、非公開とする。

（庶務）

第8条 会議等に関する庶務については、山梨県リニア交通局リニア推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営に関し必要な事項は、検討会議の議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月13日から施行する。
- 2 この要綱は、ビジョン策定完了をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。